

帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人について、原発事故に伴い福島県外の勤務地に異動となり、同地に家族とともに避難していたが、福島県内に取得した住宅に同居家族が先行して入居した後、体調不良となった家族の介護のため申立人も勤務先を退職して同住宅に入居したこと、原発事故がなければ事故時住所において介護をしながら勤務の継続が可能であったと見込まれたこと等の事情を考慮し、申立人が同住宅に入居した後1年間（平成28年2月から平成29年1月まで）の就労不能損害（同期間に別途稲作に関する逸失利益が賠償されていること等の事情を考慮して、原発事故の影響割合を7割として算定。）の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る。）に対する和解金として金313万1156円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年10月10日

(仲介委員 上妻 英一郎)

別紙

令和〇年（東）〇号

損害項目	期間	和解金額
営業損害（逸失利益）	令和6年4月～ 令和7年3月	112,592
財物損害（農業用パイプハウス2棟）		200,000
就労不能損害	平成28年2月～ 平成29年1月	2,818,564
合 計		3,131,156